

クリーンアップ調査及びフォローアップ調査結果概要

1 調査範囲

本調査の調査範囲及び調査枠の設置位置を図 1に示す。調査範囲は、坂井市三国町梶地先から米ヶ脇地先までの約 5kmの海岸である。調査範囲は東から梶地区、崎地区、安島地区、米ヶ脇地区の 4つの地区にまたがっている。

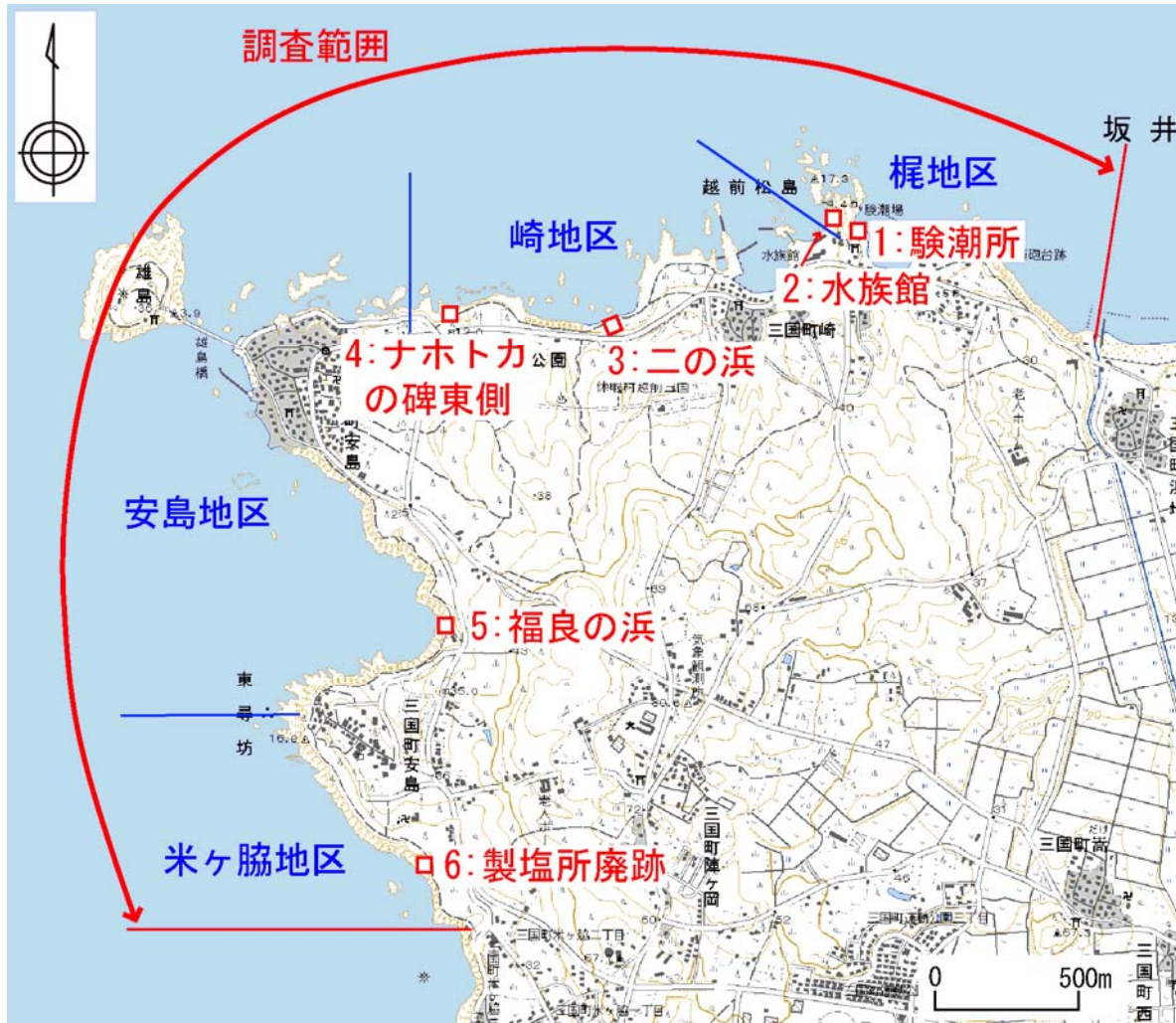


図 1 調査範囲及び調査枠の設置位置 (□が調査枠の位置を示す)

1.1 共通調査の調査範囲 (枠の設置)

共通調査は、定点に 10m四方の調査枠 (コドラート) を設置し、枠内の漂着ゴミの回収・分類を定期的に行う調査である。本調査では、海岸の形状や漂着ゴミの量などを考慮して図 1に示した 6 点に調査枠を設置した。各地点における調査枠の設置状況を図 2に、設置した枠の大きさを表 1に示す。

また、汀線側の枠には漂着ゴミの空間分布を把握するため、2m四方の調査枠を複数個設置した(図 3、図 4)。



1: 驗潮所



2: 水族館

図 2 調査枠設置点 (2007/8/25 撮影)



3: 二の浜



4: ナホトカの碑東側

図 2 調査枠設置点 (2007/8/25 撮影) (つづき)



5: 福良の浜



6: 製塩所廃跡

図 2 調査枠設置点 (2007/8/25 撮影) (つづき)

表 1 調査枠の大きさ

枠の名称	一枠目	二枠目
1 験潮所	約 9.5m×10m	—
2 水族館	10m×10m	—
3 二の浜	10m×10m	約 2.4×10m
4 ナホトカの碑東側	10m×10m	3.5m×10m
5 福良の浜	10m×10m	1.6m×10m
6 製塩所廃跡	5.6m×10m	—

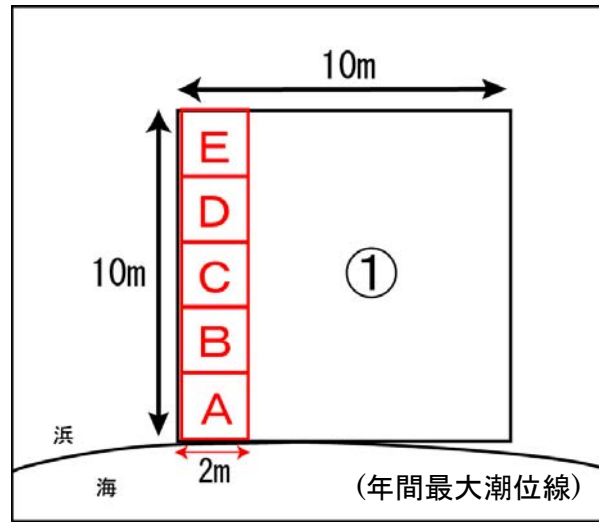


図 3 2m 枠の設置例



図 4 調査枠の設置例

1.2 独自調査の調査範囲

独自調査の範囲は、調査範囲全体から以下の2点を考慮して選定した。選定した範囲を図5に示す。調査対象から除外した海岸は、断崖絶壁で海浜が発達していない海岸、テトラポッドが設置されている海岸及び漁港区域である。

- ①浜へのアクセス及び回収作業が安全に行うことができる海岸を優先的に調査対象とする。
- ②船でしかアクセスできない海岸は気象・海象条件に基づいて、調査対象とするかどうかを判断する。

今回（第2回）は海象条件が厳しいことが予測されたため、船舶の使用は計画しなかった。



図5 独自調査の範囲（赤で囲んだ範囲）